

中山間地域の振興に関する特別委員会

日時：令和4年12月7日（水）

午後4時00分から

場所：第1委員会室

1 行政視察について

2 その他

中山間地域の振興に関する特別委員会 視察先事業概要

※R4.8.30第4回委員会資料を加筆訂正

		山口県	広島県
		岩国市	三原市
県の実態	県条例	山口県中山間地域振興条例	広島県中山間地域振興条例
		(外部リンク)	(外部リンク)
	担当部署	中山間地域づくり推進課	中山間地域振興課
		(外部リンク)	(外部リンク)
中山間地域振興の体制	担当課	中山間地域振興課	地域企画課
		(外部リンク)	(外部リンク)
中山間地域に関わる条例	計画の有無	○	×
	計画名	岩国市中山間地域振興施策基本条例	
中山間地の定義		岩国市中山間地域振興施策基本条例により中山間地域を定義。	食料・農業・農村基本法における考え方を踏まえて、農林統計上の農業地域類型区分及び地域振興立法5法の指定地域を基本とし、一部地域については三原市独自の条件により絞り込み設定した。
中山間地域の指定		(地域振興5法適用かつ農林統計中山間) 高根、深須、広瀬、本郷、秋中、賀見畑、河山、桑根、北河内、坂上、南河内、川越、米川、高森、祖生、師木野 (地域振興5法のみ) 小瀬、藤河、玖珂、通津、由宇 (農林統計のみ) 黒島、端島、柱島 (中山間地域の振興に関する施策の実施についてP6参照)	(地域振興5法適用かつ農林統計中山間地) 久井地域、大和地域本郷地域の一部(舟木地区、北方地区(船木村、上北方村、善入寺村)) (三原市独自) 三原地区の一部(八幡町、高坂町、鷺浦町) (三原市中山間地域活性化基本方針P4参照)
過疎地域持続的発展計画	計画の有無	○	○
	指定区域	旧本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域 (岩国市過疎地域持続的発展計画R3年度～R7年度)	久井町及び大和町の区域 (三原市過疎地域持続的発展計画R3年度～R7年度)
	特定市町村区域	無し	無し
特徴的な取り組み		振興基本計画を策定し、「中山間地域の振興に関する施策の実施について」で、年次報告している。 (岩国市中山間地域振興基本計画H31.3)	三原市中山間地域活性化基本方針が策定されている。 (三原市中山間地域活性化基本方針H25.3)
視察候補地としての所見		市の条例及び振興計画が整備されている。また、総合計画の下位計画としての位置づけが確立されている。振興計画では、各種の施策が掲載されている。	三原市中山間地域活性化基本方針が策定され、中山間地と定義される地区の計画策定を市が支援している。計画の内容は、各地区の特色に合わせたものとなっている。 (▶地域計画策定)